

会計年度任用職員募集要項（取引指導調査員）

項目	内 容
職名	取引指導調査員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	<p>令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</p>
募集人数	2 名
勤務職場	<p>生活文化局消費生活部取引指導課</p> <p>(新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 18 階南側)</p>
職務内容	<p>東京都消費生活条例、特定商取引に関する法律及び消費者安全法に基づく事業者の調査・指導等に関する業務</p> <p>(1) 担当事案に係る情報収集及び消費者調書作成業務</p> <p>(2) 法令等に基づく事業者等に対する立入検査業務(従業員調書作成等を含む)</p> <p>(3) 立入検査実施後の資料分析及び報告書作成業務</p> <p>(4) 法令等に基づく事業者の調査・指導等業務</p> <p>(5) 法令等に基づく事業者処分関連業務</p> <p>(6) その他(1)から(5)までの業務を行うために必要な業務</p>
応募資格・求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正な取引行為に関する事業者の処分・指導等に前向きに取り組む意欲があり、PC の操作を容易に行うことができ、一定の事務処理能力（ワード・エクセルによる文書作成等）を有し、次の条件すべてに該当する方。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 警察、行政機関等において、法令等に基づく調査及び調書作成等の経験があること。 (2) 不適正取引対策事業に関心があること。 ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月 16 日
勤務時間	<p>7 時間 45 分（具体的な勤務時間帯は任用後に所属長が決定）</p> <p>(勤務時間の例)</p> <p>8 時 00 分から 16 時 45 分まで</p> <p>9 時 00 分から 17 時 45 分まで</p> <p>10 時 00 分から 18 時 45 分まで 等</p> <p>※ 業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じることがあります。</p>
休憩時間	原則、12 時 00 分から 13 時 00 分まで
休暇等	<p>(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p>

	(無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなります が、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	月額 208,100 円 通勤手当相当額を別途支給（上限 150,000 円/月） ※ 原則として毎月 15 日支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入
申込方法等	申込書類を下記申込先へ <u>メール</u> により送付してください。 申込書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書類は返却しません。 (1) 申込書類 会計年度任用職員申込書 ※志望動機欄に 200 字程度で応募動機を記載してください。 (2) 申込期限 令和 8 年 2 月 4 日（水曜日）15 時（必着） 申し込みされる場合は、 <u>メールの件名の頭に【採用申込】と記載してください。</u>
選考方法	(1) 第一選考 書類審査 (2) 第二次選考 面接 (令和 8 年 2 月 16 日（月曜日）・17 日（火曜日）実施予定) <u>合否結果については、本人宛てメールにて通知します。</u> 電話連絡をさせていただく場合もございます。なお、選考経過及び結果に関する問合せには、一切応じませんので御了承ください。
申込・問合せ	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 18 階南 東京都生活文化局消費生活部企画調整課 三木・岩石 電話（直通）03-5388-3053 メールアドレス S1161401@section.metro.tokyo.jp

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。